

重要

平成30年 7月 2日

関係学生 各位

教務課学域教務係

平成30年度教育職員免許状大学一括申請について

本学では、教育職員免許状（1種免許及び専修免許）取得のための、東京都教育委員会への申請を下記のとおり一括して行いますので、希望者は必ず期限までに手続を行ってください。

記

1. 対象者

教職課程履修者で、平成31年3月に卒業又は修了見込の者。ただし、申請する免許状の取得に必要な単位を今年度中に修得する見込みのある者に限る。

2. 提出書類及び提出期限

- ・ 提出書類：①（全員）「平成30年度教育職員免許状大学一括申請申込書」及び「取得単位確認表」（用紙は、各自、教務課②番窓口（学域教務係）で受領のこと）
②（該当者）「介護等体験証明書」（中学免許申請者のみ該当）
- ・ 提出期限：平成30年7月27日（金） 【締切厳守：締切後は受け付けられないため注意すること。】

3. 注意事項

- 別紙「教育職員免許状一括申請における注意点」（配布書類に添付）をよく確認すること。
- 期限までに一括申請に申し込まなかった者及び、単位修得の方法等により東京都教育委員会において一括申請の対象外と判断される場合（該当者には、提出後に個別に連絡）においては、別途、卒業又は修了後に、住所地の各都道府県教育委員会を申請先として個人申請をすることになるので、あらかじめ了承願いたいこと。
なお、東京都教育委員会においては、平成31年2月頃から平成31年4月中旬頃までの間は、大学一括申請事務取扱いに伴い、個人申請受付を停止することになっているので注意すること。
ただし、都内学校に教員として採用が内定した者等については、別途取扱いが異なるので、教務課②番窓口（学域教務係）まで確認に来ること。
○大学院生の1種免許希望者で現時点で必要単位をすべて修得済みの者又は今年度前学期で修得見込みの者は、個人申請となるので教務課②番窓口にご相談に来ること。
- 今回申込みをする者で、以下の該当者は、上記提出書類のほか次の必要書類を添付のこと。

○中学校教員免許状を申請する者は「介護等体験証明書」

（既に教務課に提出済みの者を除く。また、今年度に介護等体験を行う予定の者は終了次第速やかに提出すること）。

- 専修免許状取得を申請する大学院生で、既に1種免許状を取得している者は、すべての当該「免許状」（教務課で原本をコピーの上、返却）。
- 上記に限らず、既に教育職員免許状（学校種、教科を問わない）を取得している者は、すべての当該「免許状」（教務課で原本をコピーの上、返却）。
- 他大学で修得した単位を申請の一部に使用する者は、当該大学の教職関係科目の「単位修得証明書（学力に関する証明書）」。
- 免許状取得に必要な修得単位に科目等履修生として修得した単位が含まれる者は、その「単位修得証明書」。

4. その他

- 1) 今後の手続、申請手数料の納入時期等については、追って掲示するので教職掲示板に注意すること。
- 2) 不明な点があれば、必ず速やかに教務課②番窓口（学域教務係）に確認に来ること。